

みやざき雇用良質化推進事業補助金 質疑応答集

目 次

1 総論

- 問1 この事業の目的は何ですか。
- 問2 「良質な労働条件」とはどのような労働条件のことですか。
- 問3 「所定内給与額」とは具体的に何ですか。
- 問4 「良質な労働条件」による新たな正社員の雇用について、例えば、非正規で雇用している社員を「良質な労働条件」による正社員雇用に転換した場合もこれに該当しますか。
- 問5 1社当たりの補助金上限額はいくらですか。
- 問6 補助金申請額に対して、補助金交付決定額が減額されることはありますか。
- 問7 行政（国・県・団体等）から補助金を受けていますが、当該補助金に応募することはできますか。

2 要件等

- 問8 応募対象となる企業等の要件を満たさなかった場合、補助金の交付決定が取り消されることはありますか。
- 問9 新たにフードビジネス（農業を含む。）分野（その他、輸送機器、医療機器、情報通信、観光）に進出予定ですが、この補助金の対象になりますか。
- 問10 個人事業主は対象となりますか。
- 問11 企業規模等の要件はありますか。

3 人材確保・雇用良質化に要する経費

- 問12 「採用活動に要する経費」は、「良質な労働条件」により新たに正社員を雇用するための採用活動経費に限定されますか。
- 問13 「採用活動に要する旅費」は、採用活動以外の業務を合わせて出張する場合も対象となりますか。
- 問14 講師等に支払う謝金について、上限額はありますか。

4 良質な労働条件での雇用に要する経費

- 問15 「良質な労働条件」で新たに正社員を雇用するための人件費を補助対象経費として計上していましたが、結果的に「良質な労働条件」を満たすことが出来なかった場合、どうなりますか。
- 問16 「良質な労働条件」で新たに正社員を雇用する者の人材育成経費を補助対象経費として計上していましたが、結果的に「良質な労働条件」を満たすことが出来なかった場合、どうなりますか。
- 問17 補助対象経費に時間外勤務手当等は含まれますか。
- 問18 補助対象経費である諸手当とは具体的に何ですか。

(総論)

問1 この事業の目的は何ですか。

(答) 県内産業5分野(フードビジネス(農業を含む。)、輸送機器、医療機器、情報通信、観光)関連企業等における良質な労働条件による新たな正社員雇用の取組を支援することを通じて、地域に根ざした良質で安定的な正社員の雇用を創出することを目的としています。

問2 「良質な労働条件」とはどのような労働条件のことですか。

(答) 補助金の対象となる「良質な労働条件」とは、次の①から③までのいずれか1項目以上を満たす労働条件のことを言います。

なお、採択にあたっては、良質な労働条件の充足見込み項目数を重視することとしています。

- ① 補助対象期間において、実際に労働する時間が月平均160時間以下であること。
- ② 補助対象期間において、実際に出勤する日数が月平均19日以下であること。
- ③ 補助対象期間における所定内給与額が月平均221,800円以上であること。

問3 「所定内給与額」とは具体的に何ですか。

(答) 超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額(所得税、社会保険料などを控除する前の額)です。

なお、超過労働給与額は、次の①から⑤までのいずれかに該当する給与の額を指します。

- ① 時間外勤務手当(所定労働日における所定労働時間外労働に対して支される給与)
- ② 深夜勤務手当(深夜の勤務に対して支給される給与)
- ③ 休日出勤手当(所定休日の勤務に対して支給される給与)
- ④ 宿日直手当(本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与)
- ⑤ 交替手当(臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与)

問4 「良質な労働条件」による新たな正社員の雇用について、例えば、非正規で雇用している社員を「良質な労働条件」による正社員雇用に転換した場合もこれに該当しますか。

(答) 該当します。

なお、現に正社員で雇用している者の労働条件を「良質な労働条件」に変更する場合、新たな正社員の雇用創出とはならないため該当しません。

問5 1社当たりの補助金上限額はいくらですか。

(答) 「人材確保・雇用良質化に要する経費」について、110万円。
「良質な労働条件での雇用に要する経費」について、120万円となり、
1社当たりの補助上限額は、230万円となります。

問6 補助金申請額に対して、補助金交付決定額が減額されることはありませんか。

(答) 予算額の範囲内で補助金の交付決定を行うこととしていますので、予算額を超える補助金の交付申請があった場合は、事業計画書の内容等をみながら、予算額の範囲内で査定した上で交付決定することとなります。

問7 行政（国・県・団体等）から補助金を受けていますが、当該補助金に応募することはできますか。

(答) 補助金の性質により、当該補助金への応募の可否が異なるため、県産業政策課まで相談してください。
例えば、同一の者が行政（国・県・団体等）から雇用関係の補助金を受けている場合は、当該補助金に応募することはできません。

(要件等)

問8 応募対象となる企業等の要件を満たさなかった場合、補助金の交付決定が取り消されることはありますか。

(答) 当該補助金の交付を受けるためには、応募対象となる企業等の要件を満たすことが前提となりますが、結果的に、要件未達の場合であっても、そのことをもって交付決定が取り消されることはありません。
ただし、補助事業者が、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を実施していない場合は、補助事業の遂行命令等を行うことがあります。

問9 新たにフードビジネス（農業を含む。）分野（その他、輸送機器、医療機器、情報通信、観光）に進出予定ですが、この補助金の対象になりますか。

(答) 対象となります（創業年数による条件設定はしていません）。
ただし、新たに進出するに当たり、必要となる許認可等の取得状況の確認等を行います。

問10 個人事業主は対象となりますか。

(答) 対象となりません。

問11 企業規模等の要件はありますか。

(答) 企業規模等の要件は設けていません。

(人材確保・雇用良質化に要する経費)

問12 「採用活動に要する経費」は、「良質な労働条件」により新たに正社員を雇用するための採用活動経費に限定されますか。

(答) 「良質な労働条件」による新たな正社員の雇用に係る採用活動経費に限定するものではありません。

問13 「採用活動に要する旅費」は、採用活動以外の業務を合わせて出張する場合も対象となりますか。

(答) 対象とはなりません。

問14 講師等に支払う謝金について、上限額はありますか。

(答) 原則として、1時間当たり3万円を超えない額とします。
また、1日当たり8万円を超えない額とします。

(良質な労働条件での雇用に要する経費)

問15 「良質な労働条件」で新たに正社員を雇用するための人件費を補助対象経費として計上していましたが、結果的に「良質な労働条件」を満たすことが出来なかった場合、どうなりますか。

(答) 「良質な労働条件」を満たすことが出来なかった場合、「良質な労働条件」による新たな正社員が雇用されていないこととなり、当該社員に係る人件費が発生していないこととなるため、「良質な労働条件での雇用に要する経費」の実績額が0円となります。

問16 「良質な労働条件」で新たに正社員を雇用する者の人材育成経費を補助対象経費として計上していましたが、結果的に「良質な労働条件」を満たすことが出来なかった場合、どうなりますか。

(答) 「良質な労働条件」を満たすことが出来なかった場合、「良質な労働条件」による新たな正社員が雇用されていないこととなり、当該社員に係る人材育成費が発生していないこととなるため、「良質な労働条件での雇用に要する経費」の実績額が0円となります。

問17 補助対象経費に時間外勤務手当等は含まれますか。

(答) 時間外勤務手当等は補助対象外経費です。

<補助対象外経費の具体例>

- ① 時間外勤務手当 (所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与)
- ② 深夜勤務手当 (深夜の勤務に対して支給される給与)
- ③ 休日出勤手当 (所定休日の勤務に対して支給される給与)
- ④ 宿日直手当 (本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与)

- ⑤ 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与） 等

問18 補助対象経費である諸手当とは具体的に何ですか。

（答） 諸手当とは、通勤手当その他社内規程等に基づき、雇用者に対して労務提供の対価として支給される手当です。

なお、住居手当、退職手当、食事手当などは対象外です。